

福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度事業実施要綱

平成 12 年 3 月 31 日

保健福祉局長決裁

(通則)

第 1 条 この要綱は、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号)別添 2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(以下「国要綱」という。)」に基づき実施する「福岡市介護保険サービス利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度事業(以下「軽減事業」という。)」の実施について必要な事項を定めるとともに、軽減事業に対する助成事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、社会福祉法人の助成に関する条例(昭和 39 年条例第 112 号)及び福岡市補助金交付規則(昭和 44 年 4 月 1 日規則第 35 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 介護保険サービス等の提供を行う社会福祉法人等が、軽減事業の対象者(以下「対象者」という。)に対し、その社会的な役割からサービスの利用における利用者負担金の軽減を実施した場合に、当該社会福祉法人等が負担した費用の一部を助成することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(軽減の申出)

第 3 条 利用者負担金の軽減を実施する社会福祉法人等(以下「軽減実施法人」という。)は、保険者たる福岡市長及び当該法人が介護保険サービス等を提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事に対してその旨の申出を行う。

2 前項の規定による福岡市長への申出は、社会福祉法人による利用者負担軽減申出書(別記様式第 1 号)によるものとする。

(軽減の対象者)

第 4 条 第 2 条に規定する対象者は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 7 条第 3 項に規定する要介護者、同条第 4 項に規定する要支援者、又は福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例(平成 28 年福岡市条例第 54 号)第 6 条第 1 項に規定する事業対象者である本市介護保険の被保険者等であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市町村民税世帯非課税者のうち別に定める生計困難者である者
- (2) 生活保護受給者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法施行法(平成 9 年法律第 124 号)第 13 条第 1 項に規定する旧措置入所者で利用者負担割合が 5%以下の者(ただし、ユニット型個室に入所している者を除く。)は対象者としな

(軽減の対象となるサービス及び費用)

第 5 条 軽減の対象となる費用は、次の各号に掲げるサービス(以下「軽減対象サービス」という。)に係る介護費負担金(介護保険サービス等に要した費用額から保険者が負担すべき金額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が 5%以下の者のうち、ユニット型個室に入所しているものについては居住費に係る利用者負担額のみ、生活保護受給者については個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額のみを対象とする。

- (1) 法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護
- (2) 法第 8 条第 7 項に規定する通所介護
- (3) 法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護

- (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (6) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (7) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (8) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (9) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 法第8条第23項に規定する複合型サービス
- (11) 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス
- (12) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (13) 法第8条の2法第8条第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (14) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- (16) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、軽減対象サービスのうち次に掲げるサービスを利用する者のうち、法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費（以下「高額（介護予防）サービス費」という。）の利用者負担段階が第2段階の者の介護費負担金については、軽減の対象としない。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（前項第4号に同じ）
- (2) 小規模多機能型居宅介護（前項第8号に同じ）
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（前項第9号に同じ）
- (4) 複合型サービス（前項第10号に同じ）
- (5) 介護福祉施設サービス（前項第11号に同じ）

3 第1項の規定にかかわらず、軽減対象サービスのうち次に掲げるサービスを利用する場合の食費・居住費（滞在費）については、法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費及び法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護（予防）サービス費」という。）が支給されていない場合は、軽減の対象としない。

- (1) 短期入所生活介護（第1項第3号に同じ。）
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第1項第9号に同じ。）
- (3) 介護福祉施設サービス（第1項第11号に同じ。）
- (4) 介護予防短期入所生活介護（第1項第12号に同じ。）

（軽減の程度）

第6条 軽減の程度は、前条に規定する軽減の対象となる費用の4分の1（老齢福祉年金受給者等は2分の1）とする。ただし、生活保護受給者については個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額の全額とする。

2 第4条第1項第1号に規定する「市町村民税世帯非課税者のうち別に定める生計困難者」に該当する者のうち、平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止されたものであって、廃止時点において本軽減事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったものについては、前項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費（滞在費）以外にかかる利用者負担額については4分の1（老齢福祉年金受給者等は2分の1）とし、居住費（滞在費）にかかる利用者負担額については全額とする。

（適用関係）

第7条 高額介護（予防）サービス費並びに法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額医療合算介護（予防）サ

ービス費」という。)との適用関係については、本要綱に基づく軽減の適用をまず行い、軽減後の利用者負担額に着目して高額介護(予防)サービス費並びに高額医療合算介護(予防)サービス費の支給を行うものとする。

- 2 福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則(平成28年福岡市規則第166号)第4条第1項に規定する高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業との適用関係については、前項に基づく支給を行った後の利用者負担額に、本要綱に基づく軽減の適用後の総合事業に係る利用者負担額を合計したものに着目して、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給を行うものとする。
- 3 特定入所者介護(予防)サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費(予防)の支給後の利用者負担額について、本要綱に基づく軽減の適用を行うものとする。

(対象者の申請及び確認)

第8条 第2条に規定する対象者として本要綱に定める利用者負担額の軽減を受けようとする者は、区長に申請を行い、確認を受けなければならない。

(確認証)

- 第9条 区長は、前条の規定により確認した対象者に、別に定める社会福祉法人利用者負担軽減確認証(以下「確認証」という。)を交付するものとする。
- 2 対象者は、軽減対象サービスを利用するときは、軽減実施法人が軽減対象サービスを提供する事業所又はその従事者に確認証を提示するものとする。
 - 3 前項の規定により確認証の提示を受けた軽減実施法人は、確認証の内容に基づき利用者負担額の軽減を行うものとする。

(届出等)

- 第10条 対象者又は対象者の属する世帯の世帯主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- (1) 対象者が第4条の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 対象者が本市に住所を有しなくなったとき。
 - (3) 対象者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (4) 確認証を紛失、又は焼失したとき。
 - (5) 確認証をき損したとき。
- 2 対象者又は対象者の属する世帯の世帯主は、前項第1号又は第2号に該当することとなった場合には、すみやかに確認証を区長に返還しなければならない。

(確認証の再交付)

第11条 確認証の再交付を受けようとする場合は、区長に再交付を申請しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 この要綱による軽減を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助対象者)

第13条 この要綱に基づき補助金交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、軽減実施法人のうち本市の対象者に軽減を行った法人で、本市の市税に係る徴収金に滞納がない者とする。なお、補助金の交付については、補助事業者のなかから公募により行うものとする。

(補助事業)

第14条 この要綱に基づき補助金の交付の対象となる事業は、第1条に規定する軽減事業とする。

(補助金の額)

第15条 補助事業者に対する補助額は、次のとおり算定した額を上限とし、予算の範囲内で市長が定

める額とする。

(1) 補助事業者が利用者負担金を軽減した総額から、当該法人が本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象サービスに関するものに限る。）に1%を乗じて得た額を控除して得た額の2分の1の額。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスに係る利用者負担金を軽減する補助事業者については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について全額。

2 補助額の算定については、事業所（施設）を単位とする。

3 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能であることを申し出た社会福祉法人等については、第1項に規定する補助金の交付を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、補助金の交付以外の実施方法は、第3条から第9条のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第16条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対しその定める期日までに、規則第4条に規定する申請書及びその他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(交付の決定)

第17条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第18条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助事業者に対し補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(実績報告書の提出)

第19条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、事業が完了したときは、規則第14条に規定する実績報告書に、実績が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第20条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものが審査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第21条 補助金の交付の時期は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

(規定外の事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。また、国要綱の改正又は廃止が行われたときは、この要綱の改正及び継続についても検討するものとする。

附 則 (保福第 5 2 3 号、保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（保福第 2 1 号、保健福祉局長決裁）

（施行期日）

この要綱は、決裁日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（保福第 8 3 4 号、保健福祉局長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（期間）

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。また、国要綱の改正又は廃止が行われたときは、この要綱の改正及び継続についても検討するものとする。

附 則（保福第 92 号、保健福祉局長決裁）

（施行期日）

この要綱は、決裁日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（保福第 38 号、保健福祉局長決裁）

（施行期日）

この要綱は、決裁日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（保介第 1066 号、保健福祉局長決裁）

（施行期日）

この要綱は、決裁日から施行し、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（保介第 791 号、保健福祉局長決裁）

（施行期日）

この要綱は、決裁日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則（保介第 550 号、保健福祉局長決裁）

（施行期日）

この要綱は、決裁日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（保介第 767 号、保健福祉局長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（期間）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。また、国要綱の改正又は廃止が行われたときは、この要綱の改正及び継続についても検討するものとする。